

東京都公報

発行
東京都

目次

70

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…
……………（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）、平成26年財政援助団体等監査、平成26年行政監査（債権管理について）、平成27年定例監査、平成27年工事監査、平成27年財政援助団体等監査及び平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成28年 8月 5日

東京都監査委員 山 加 朱 美
東京都監査委員 吉 倉 正 美
東京都監査委員 友 測 宗 治
東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、124件（指摘：117件、意見・要望：7件）の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした356件のうち、313件（87.9%）が改善済みとなった。残る43件については、執行部において改善の取組途上、又は改善策を検討中である。

なお、今回通知の監査種別ごとの措置区分別件数は表2のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件、%）

年	監査種別	監査実施期間	結果の取 指 摘	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率	
							(B)/A×100	A-(B+C)
合 計	計	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指 摘	332	182	117	90.1	33
			意見・要望	24	7	7	58.3	10
			計	356	189	124	87.9	43
24	行政監査 (土地及び建築物の運用・管理について)	平成25.9.19 ～ 平成26.1.30	指 摘	16	14	—	—	—
			意見・要望	—	—	—	—	—
25	行政監査 (東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について)	平成26.9.11 ～ 平成27.1.29	指 摘	15	14	1	100	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
26	財政援助団体等監査 (債権管理について)	平成27.1.29 ～ 平成28.9.16	指 摘	63	60	2	98.4	1
			意見・要望	6	4	2	100	0
27	定例監査 (平成26年度執行分)	平成27.1.16 ～ 平成27.9.2	指 摘	69	64	4	98.6	1
			意見・要望	11	10	1	100	0
27	工事監査	平成27.1.13 ～ 平成28.1.13	指 摘	11	10	1	—	—
			意見・要望	—	—	—	—	—
27	財政援助団体等監査	平成27.9.4 ～ 平成28.2.4	指 摘	111	84	23	96.4	4
			意見・要望	4	3	1	100	0
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指 摘	115	87	24	96.5	4
			意見・要望	36	—	31	86.1	5
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成28.1.13 ～ 平成28.2.4	指 摘	1	—	1	100	0
			意見・要望	37	—	32	86.5	5
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成27.9.4 ～ 平成28.2.4	指 摘	56	—	46	82.1	10
			意見・要望	2	—	1	50.0	1
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指 摘	24	—	47	81.0	11
			意見・要望	11	—	13	54.2	11
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成28.2.4 ～ 平成28.2.4	指 摘	35	—	15	42.9	20
			意見・要望	—	—	—	—	—

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分	監査種別		26年		27年		計		
	25年	行政	財環	行政	定例	工事		財環	行政
1 是正・改善措置	A 返還・戻入等	—	1	—	—	2	1.5	—	1.8
	B 土地・建物等 資産管理	1	1	—	—	—	6	1	9
	C 会計処理	—	—	—	—	—	—	2	2
	D 事務処理等	—	2	1	—	—	1	3	5
2 再発防止の取組	小計	1	4	1	—	—	3	2.6	5.5
	A 要綱等の制定 ・改正	—	—	—	—	9	1	5	1.5
	B 契約・仕様等の 見直し	—	—	—	—	7	6	6	1.9
	C ルール・体制の 改善	—	2	1	—	5	2.4	1.3	5.0
小計	D 研修等の実施	—	—	—	—	1.0	3.2	2.0	6.3
	小計	—	2	1	—	3.3	6.3	5.2	1.5.9
	合 計	1	6	2	—	3.8	6.6	8.1	2.1.8

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なもの1つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	事項
1 是正・改善措置	
A 返還・戻入等	過大に交付した補助金・支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税・使用料等の債権を追加徴収したもの
B 土地・建物等 資産管理	土地・建物等の管理状況を改善したもの 土地・建物や物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 建物・工作物・設備・物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
C 会計処理	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事や事業内容を、要綱等に基づき是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
D 事務処理等	
2 再発防止の取組	
A 要綱等の制定 ・改正	要綱・基準等を新たに制定したもの 要綱・基準等を現状に即した内容に改正したもの 事務処理のマニュアル等を作成したもの
B 契約・仕様等の 見直し	同一・類似の事務事業について、契約等の方法を改めたもの 特記仕様書等への記載事項を見直したものの 報告書等の様式を改めたもの
C ルール・体制の 構築	事務処理ルールを改善、もしくは新たに構築したもの 委員会・PT等を新たに設置したもの 情報共有、チェック機能を強化したもの 関係職員を対象に研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの
D 研修等の実施	関係職員を対象に研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議等を開催し、再発防止策を周知徹底したもの

1 是正・改善措置
A 返還・戻入等

○ 学校法人に対して過大に交付した補助金が返還されたもの

平成27年財政援助団体等監査 N.o. 68 (注)

指摘の概要

生活文化局は、私立学校を運営する学校法人に対して、本務教員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。

このうち、補助対象の幼稚園を運営する学校法人について、幼稚園教諭1名の教員免許状の有効期限を更新しておらず、本務教員としての要件を満たしていない事例が認められた。この結果、平成25年度及び平成26年度で、補助金が合計109万余円過大に交付されていたため、その返還を求めた。

措置の概要

生活文化局は、過大に交付した補助金109万余円について、当該学校法人から返還を受けた。

また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて所管部署内で周知徹底し、対応の再確認を行った。

○ 社会福祉法人等に対して過大に交付した補助金が返還されたもの

平成27年財政援助団体等監査 N.o. 87～95

指摘の概要

福祉保健局は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、7法人9施設に交付した補助金を見たところ、法人の努力・実績に応じてポイントを加算する項目について、要件を満たしていないものをポイント数として算定するなど、合計438万円が過大に交付されていたため、補助金の返還を求めた。

措置の概要

福祉保健局は、過大に交付した補助金438万円について、7法人から返還を受けた。

(注) 「第1 措置の概要」において示している「N.o.」は、後掲「第2 通知の内容」における「番号」と対応している。

○ 公園整備工事における過大な契約代金を契約変更により減額したもの

平成27年工事監査 N.o. 45

指摘の概要

港灣局は、シンボルプラムナード公園のウエストプラムナードにおいて、高木の植栽、園路等の整備工事を行った。

このうち、公園灯用ハンソール材の積算について、高積算基準の施工単価にはハンソール蓋の材料費が含まれているにもかかわらず、この分を加えて計上し単価設定した結果、積算額約140万円が過大なものとなったため、是正を求めた。

措置の概要

港灣局は、工事監査指摘事例集に本件を追記することで、今後の積算時にチェックを行えるようにするとともに、工務保長会を開催し、局内に周知徹底を図った。

工事を行った臨海開発部は、材料費の過大積算分について契約変更を行い、減額対応し是正した。

B 土地・建物等資産管理

○ 建設事務所に道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置したもの

平成25年行政監査 N.o. 1

指摘の概要

建設局では、道路施設の異常の有無を常時監視するために「道路施設警報監視システム」を整備しているが、第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所において、当該システム用の非常用発電機が設置されていなかった。よって、震災等による長期の停電状態にあっても当該システムを正常に稼働させられるよう、非常用発電機を設置するよう求めた。

措置の概要

第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、北多摩南部建設事務所においては、平成27年度に庁舎用発電機への接続工事を完了した。また、南多摩西部建設事務所においては、平成31年度から始まる庁舎改修で非常用発電機が設置される予定であり、それまでの対応として仮設置発電機を購入し、配備した。

D 事務処理等

○ 権限を有しない者が閲覧できないよう情報管理体制を整備したものを

平成27年定例監査 No. 8

指摘の概要

都市整備局において、工事の積算内容が記録された電子ファイルの管理状況を確認したところ、都営住宅経営部、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、当該電子ファイルにパスワードを設定していないなど、決定に関与しない者が工事の積算内容を開覧できる状態となっていたため、各部署及び工事契約に係る価格情報管理を統括する総務部に是正を求めた。

措置の概要

総務部より各部署に情報管理の徹底を周知し、各部署では、電子ファイルへのパスワード設定や積算のために使用するシステムの改修を行い、工事の積算内容について、権限を有しない者が閲覧できないよう、適切な情報管理体制を整備した。

○ 都庁舎の改修工事に合わせた正確な情報をホームページ等で提供したものを

平成27年行政監査 No. 110

指摘の概要

財務局は、都庁舎の全面的な改修工事を順次行い、ユニバーサルデザインへの考えに基づいた設備更新等を進めているが、車椅子利用者用トイレ、オストメイト対応設備、ベビーストップ及びベビーカーチャェアについて、都庁見学案内のホームページと現況とで異なっているなどの状況が見受けられたため、改善を求めた。

措置の概要

財務局は、都庁舎改修の進捗状況を踏まえ、正確な情報を記載した東京都庁パリテフリーマップ(英語併記)を速やかにホームページに掲載するとともに、受付案内でも配布している。引き続き、来庁者への丁寧かつ的確な案内を実施するとともに、改修の進捗に合わせて、迅速かつ適切に情報を提供していく。

2 再発防止の取組

A 要綱等の制定・改正

○ 料金機故障時等における具体的な事務手続を新たに定めたものを

平成27年定例監査 No. 22~24

指摘の概要

交通局が行うバス事業において、料金機の故障により取り出した現金の取扱い並びに料金機修理等における車両整備日報への記載事項及びつり銭準備金の取扱いについて具体的に定めていないことにより、各自動車営業所で事務手続が異なるなどの事例が見受けられたので、これらについて具体的に定めるよう求めた。

措置の概要

バス事業を統括する自動車部は、車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PTを立ち上げた。このPTの検討により、料金機作業に伴う、現金取扱い時の遵守事項、整備日報の記録方法、つり銭準備金の金額確認方法などを具体的に定めた改訂「整備管理マニュアル」を平成28年2月1日に施行し、以後はこれに基づき、各自動車営業所で適正に事務処理を行っている。

B 契約・仕様等の見直し

○ 汚泥処理について許可を受けた業者と委託契約を締結したものを

平成27年工事監査 No. 37

指摘の概要

汚泥の処理は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、排出事業者はそれぞれ許可を受けた業者に委託しなければならない。

しかしながら、産業労働局が所管する東京障害者職業能力開発校は、一般廃棄物であるし尿を産業廃棄物と一緒に処分し、また、許可を受けた業者に別に委託せず、校舎の建物管理業務委託の業者に行わせていたため、適正に行うよう求めた。

措置の概要

産業労働局は、局契約事務担当者会議及び局実務研修を開催し、局内の契約事務担当者に対して、廃棄物処理を適正に行うよう周知徹底した。東京障害者職業能力開発校は、平成27年度より、建物管理業務委託とは別に、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれの許可業者と汚泥処理委託契約を締結している。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3のとおりであり、後述して、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3の措置区分欄は、表2別注の措置区分欄の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一、もしくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表3) 措置通知一覧

番号	対象局(団体)	事項	措置区分			
			1	2	A	B
平成25年行政監査(東京都における災害対策～被災直後における組織体制の機能維持について～)						
【指摘事項】						
1	建設局	道路新設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの	◎			
平成26年財政援助団体等監査						
【指摘事項】						
2	建設局(公財)東京都公園協会	自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの	◎			
3	都庁庁内(公財)暴力団退散運動推進市民センター	旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行うべきもの	◎			
【意見・要望事項】						
4	生活文化局(公財)東京都私学財団	私立学校への固定金利適用の融資における優遇条件について	◎			
5	建設局(公財)東京都公園協会	公園と公園駐車場の管理のあり方について検討すべきもの	◎			
平成26年行政監査(債権管理について)						
【指摘事項】						
6	福祉保健局	借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの	◎			
平成27年定例監査						
【指摘事項】						
7	財務局	仕留契約の見込数量を適切に算定すべきもの		◎		
8	都市整備局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	◎			
9	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの		◎		
10	都市整備局	仕留契約の積算を適切に行うべきもの		◎		
11	都市整備局	測量委託の適正な執行に係る内部審判・統制の有効に機能する仕組みを構築すべきもの		◎		
12	都市整備局	補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの		◎		
13	都市整備局	印刷請負契約を計画的に行うべきもの		◎		
14	都市整備局	建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの		◎		

番号	対象局(団体)	事項	措置区分			
			1	2	A	B
15	福祉保健局	産廃に係る診察報酬の再審査請求を適切に行うべきもの		◎		
16	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの		◎		
17	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの		◎		
18	病院経営本部	各病院を適切に指導すべきもの		◎		
19	産業労働局	委託約に伴う農産物の箱内販売及び棚下下けに係る取扱いを適切に行うべきもの		◎		
20	産業労働局	水産購買に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの		◎		
21	港務局	施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの		◎		
22	交通局	料金の管理の限車所係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの		◎		
23	交通局	料金の管理等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの		◎		
24	交通局	料金の管理等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの		◎		
25	交通局	現金一括投入を行った事実を把握すべきもの		◎		
26	水道局	給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの		◎		
27	水道局	配水主管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの		◎		
28	下水道局	下水道局研修業務委託契約の積算を適正に行うべきもの		◎		
29	教育庁	デジタル化資料の適正方針を定めるべきもの		◎		

【意見・要望事項】

災害対策用仮設等の取扱いについて

平成27年工事監査

【指摘事項】						
31	総務局(社上)	特約調査契約の経路費調整を適正に行うべきもの		◎		
32	総務局(社上)	電線設備改修工事の監督業務を適切に行うべきもの		◎		
33	都市整備局	空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの		◎		
34	都市整備局	移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		
35	病院経営本部	工事完了の確認を適正に行うべきもの		◎		
36	病院経営本部	しゅわ工区等の掘削について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		
37	産業労働局	汚泥処理を適正に行うべきもの		◎		
38	中央卸売市場	消防用設備等に係る手続を適正に行うべきもの		◎		
39	建設局	建設路上処理費の施工条件の明示を適切に行うべきもの		◎		
40	建設局	タフト据付費の積算を適正に行うべきもの		◎		
41	建設局	気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの		◎		
42	建設局	掘削作業について受注者を適正に指導・監督すべきもの		◎		
43	港務局	ターボプロップ経費の算用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎		
44	港務局	樹木の支柱を適切に連結すべきもの		◎		
45	港務局	公園利用ハンドボールの扉設置を適正に行うべきもの		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	
			1	2
			A	B
			C	D
			A	B
			C	D

平成27年行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)

【指摘事項】									
110	財務局	誰もがトイレ等を利用しやすいよう適切に情報を提供すべきもの							
111	保健局	利用者への情報提供を適切に行うべきもの							
112	福祉保健局	施設から児童相談所への案内表示に配慮すべきもの							
113	福祉保健局	プレイルールの空間づくりに係る配慮を徹底すべきもの							
114	建設局(西武・武蔵野・有明線)	ホームページの記載内容を適切に更新すべきもの							
115	建設局	苦情・要望の対応状況を適切に管理すべきもの							
116	建設局	苦情等の対応状況の把握を行い、業務に反映させる仕組みを構築させるべきもの							
117	建設局	利用者の把握及び業務への反映に向け、報告内容を適切に確認すべきもの							
118	建設局	意見箱の設置により利用者ニーズの把握の充実に努めるべきもの							
119	港務局	園地の現状を正確に情報提供すべきもの							
120	港務局	苦情等の対応状況の把握を行い、業務に反映させる仕組みを構築させるべきもの							
121	港務局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に努めるべきもの							
122	警視庁	施設の利用状況に合わせて速やかに案内図を更新すべきもの							
【意見・要望事項】									
123	建設局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて							
124	港務局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて							

【平成25年行政監査(東京都における災害対策～震災直後における組織体制の機能維持について～)】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	建設局	道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの	局は、都内の道路施設(トンネル、アンダーパスの排水設備、共同溝等)の異常の有無を常時監視し、適切な維持管理をするために「道路施設警報監視システム」を整備している。これは、道路施設に設置されたテレビカメラによる視覚情報やセンサーによる検知情報を、NIT専用線や無線、光ファイバーで建設事務所や本庁に伝達することで、被害情報を迅速に収集し、効果的な対策をとるために整備されたものである。 ところで、建設事務所(11カ所)における道路施設警報監視システムの設置状況を見たところ、監査日(平成25.10.8)現在、第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所の4事務所については、システム用の非常用発電機が設置されていないことが認められた。 震災等による長時間の停電状態においてシステムを正常に稼働させるため、非常用電源の設置が必要である。	4事務所の整備状況は次の通りである。 第三建設事務所は、庁舎用発電機への接続工事を平成28年1月8日に契約し、3月14日に完了した。 南多摩東部建設事務所は、庁舎用発電機への接続工事を平成28年2月19日に契約し、3月18日に完了した。 南多摩西部建設事務所は、平成31年度から始まる庁舎改修で非常用発電機が設置される予定となっており、それに合わせて発電機へ接続する。それまでの対応として、平成27年11月13日に仮設発電機を導入し、配備済みである。 北多摩南部建設事務所は、平成27年11月29日に庁舎用発電機への接続工事を完了した。

[平成26年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
2	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの	都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可(以下「設置許可」管理許可」という。)を受けなければならないとされている。また、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。 ところで、協会は、各公園内に自動販売機を設置しているが、次のとおり、適正でない事例が認められた。 a 設置許可を受けていないものがある。 b 自動販売機について、駐車場の管理許可の際に設置承認施設として申請し、承認を受けているが、駐車場の管理に要さない自動販売機を同じ承認すべきではない。	局は、設置承認の対象について、これまで「駐車場の管理に要するもの」のみとしていたものを、公園利用者へのサービス向上や効率的な運営に資するものなど、公園施設の運営に必要と認められるものは、東部公園緑地事務所長及び西部公園緑地事務所長の承認を受け設置できることとし、その旨通知した。 これに基づき、指摘された全条件について設置許可及び設置承認した。 協会は、局と協議の上、必要手続を行った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
3	警視庁 (公益財団法人暴力団追放運動推進市民センター)	旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行うべきもの	財団の代表理事及び事務局長は、民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援のため、暴力団排除のためのセミナー等において講師として活動しており、その際に旅費の支給を受けている。 旅行命令及び旅費の精算については、内部規程が定められているが、その処理状況を見たとところ、下記のとおり不適正な事例が認められた。 ① 旅行命令簿を確認したところ、代表理事及び事務局長については、一切作成されていない。 ② 旅費の支給については、毎月初めに、代表理事について1万円、事務局長について5千円を、本人の通勤用ICカードにチャージする形で支給されている。しかしながら、当該ICカードの乗車記録の提出や精算行為は全く行われていない。 平成25年における代表理事の出講は33回、事務局長は8回であり、その他、警視庁と共催で行った研修会、受刑者への講話、不当要求防止責任者講習での講話、各種協議会等への出席を考慮しても、旅行回数は代表理事、事務局長とも各々100回程度と推算できる。目的地の多くは区部であり、平均500円程度と考えられる。したがって、代表理事、事務局長とも年間5万円程度、6万円を支給している。 ③ 事務局長について、旅行経路全体が通勤経路と重複し、旅費の支給が発生しない場合、旅行命令簿が作成されていない。 財団は、旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行われた。また、未精算の旅費について、金額の算定を適切に行い、その返還を請求された。	財団は、監査日以降、旅行命令及び旅費の支給について、規程のとおり、代表理事及び事務局長のほか旅費の支給を伴わない事務局長の旅行命令簿を作成している。また、平成26年11月以降、代表理事及び事務局長に対する旅費の支給方法をICカードからの精算確定払いの方式に変更し、さらに、財団行事予定表等の旅費の算定根拠となる資料に基づき、平成25年度及び平成26年度の未精算の旅費について、代表理事及び事務局長から現金を受領し、平成28年1月までに旅費の返納処理を行った。

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
4	生活文化局 (公益財団 法人東京都 私学財団)	私立学校 への固定金 利適用の融 資における 繰上償還に 係る条件に ついて	財団は、金融機関より借り入れた原資を基 に、私立学校に運営資金や施設整備資金など に要する資金を、金融機関から借り入れた金 利より低い金利で貸し付ける、振興資金融資 事業を実施している。局は、財団が金融機関 に支払う利子を補助し、また、借入金につい て金融機関と損失補償契約を締結している。 融資の条件等については、財団は、融資期 間 10 年以下のものについては固定金利を 採用している。また、財団が金融機関から貸 付原資を借り入れる金利条件は、これに対応 して定めている。 ところで、私立学校の返済方法において、 繰上償還については、財団は、公益財団法人 東京都私学財団融資規程により、変動金利を 条件として融資した資金以外は認めないと 定めている。 しかしながら、財団と金融機関の間の借入 金についての契約においては、固定金利(借 入期間：10年)の場合でも、借入から5年 後に適用金利の見直しを行う時期に、財団は 元本及び利子以外の違約金を支払わずに繰 上償還ができることとなっている。 このことから、財団は、私立学校に対する 融資において、変動金利による融資の場合だ けでなく、固定金利による融資においても、 財団が金融機関に違約金を支払わずに繰上 償還ができる時点においては、私立学校によ る繰上償還を認めることが可能である。 財団は、固定金利適用の融資につき、繰上 償還における条件の見直しを検討する必要 がある。	固定金利融資の繰上償還 制度導入のニーズ調査を、固 定金利の融資利用校にした ところ、希望校は1校で、極 めて限定的であった。 また財団は、金融機関から の提案を受け、平成28年 度、5年目に金利の見直しを 行わない10年固定金利の 借入を予定している。 したがって、今後は、財団 が違約金を支払わずに繰上 償還することができなくな る。 以上のことから、繰上償還 については現在の条件を維 持することが適当である。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
5	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	公園と公 園駐車場の あり方につ いて検討す べきもの	公園駐車場(有料駐車場)については、平 成19年行政監査においても、臨時駐車場の 占用許可に係る不適正事例などを指摘し、公 園と公園駐車場の一体的管理など、そのあり 方を検討すべきとして意見・要望している。 これに対して局は、不適正事例を改善する とともに、「都立公園駐車場あり方について の基本方針を策定し、公園と公園駐車場管理 料駐車場)は、指定管理者と公園駐車場管理 許可受者とは、それぞれ管理するとした。ま た、指定管理者共通仕様書に、両者の連携に ついて明示することなどにより、公園利用者 の利便性の向上及び公園駐車場の適切な管 理に努めるとした。 しかしながら、同様の不適正事例が、同公 園の同箇所において再発しているなど、不適 正事例発生の原因を分析した抜本的な改善 を要する状況となっている。 元来、公園駐車場は、公の施設である公園 の便益施設であることから、公園と公園駐 車を指定管理者が一体管理することが可能 であり、これにより、 ① 臨時駐車場に係る占用許可事務の軽減 ② 駐車時点での即時開場など、臨時駐車場 について機動的に対応できることによる 利用者サービスの向上 ③ 公園駐車場の収益による経済性の発揮 など、効果的かつ効果的な管理が期待でき る。局は、こうした視点を踏まえ、公園と公園 駐車場の管理のあり方を改めて検討する必 要がある。	不適正事例の再発防止に ついては、局は平成27年度 上半期にすでに占用許可面 積算定方法の確立などの対 策を講じた。 公園と公園駐車場の管理 のあり方については、改めて 検討を行い、駐車場の管理運 営を協会に許可することに より、駐車場運営に伴う収益 を、ボランティア活動支援等 の協会公益事業として、都民 に広く還元させることができ ることから、協会への許可 を継続することが妥当とす る結論に至った。 今後とも、公園駐車場の適 切かつ効果的・効果的な管理 に努めていく。